

児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について

児童館ガイドライン：運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの
放課後児童クラブ運営指針：こどもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化するもの

共通

- こども基本法、こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、こどもの権利に関する記述を充実した。具体的には、
 - ①こども自身が権利の主体であることを実感できるよう、こどもの権利についてこどもや保護者、地域住民に伝える機会づくり
 - ②児童館、児童クラブ職員が自らこどもの権利について学習することを求めること
 - ③運営主体にこどもの権利に関する学習や職員の学習機会保障を求めること
 - ④こどもの意見形成支援、意見聴取、意見反映への支援に関すること
 - ⑤こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対処方法について定め、こどもに周知すること 等について記載した。
- 性被害防止のための取組、こども間での性暴力が発生した場合への対応について求めた。
- さまざまな社会的・文化的困難を抱えるこども等への対応は、インクルージョン(包容・参加)の観点から配慮することを記載した。
- 交通安全について、留意すべき点等を記載した。
- 第三者評価について、実施と結果の公表について追記した。

児童館

- こどもの権利について、地域住民等に対して啓発に努めることを記載した。
- 遊びを基盤としたソーシャルワーク展開について追記した。
- 災害時の児童館の役割について記載した。
- オンライン等を活用した居場所づくり、地域におけるこどもの居場所づくりに関するコーディネーター機能について記載した。
- 自治体に対して、ガイドラインへの理解と普及に努めるよう求めた。 等

放課後児童クラブ

- おやつや昼食の提供について、留意点やおやつの意義を追記。
- ICT(情報通信技術)の活用について記載した。
- 障害のあるこどもへの支援に関して、関係機関との連携等を追記。
- 学校や地域との連携、特に、学校の特別教室をタイムシェア(一時的利用)によって運営する際の留意点について記載。
- 安全・安心な居場所確保に向けた計画策定や、事故予防を記載。
- 災害時の対応について、関係機関との連携や人的支援や専門的助言を求めることについて記載した。 等

児童館ガイドラインの改正経過

平成23年策定

平成30年改正(第1次改正:児童館の機能拡張を目指し、施設特性の明確化、福祉的対応や子育て支援の記載を充実等)

※厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会、同専門委員会児童館のあり方に関する検討ワーキンググループでの議論。(令和5年3月28日報告書)

※こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会、同部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会での検討(令和6年3~8月)。同専門委員会としてこどもの意見聴取の実施(令和6年6月)。

改正ポイント

1 「こども基本法」「こどもの居場所づくりに関する指針」

同法(令和5年4月1日施行)、同指針(令和5年12月22日閣議決定)の内容を反映する。

2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」

同パッケージ(令和5年7月26日)において、児童・生徒間の性暴力への対応について盛り込むことを検討することとしている。
パッケージの内容は、令和6年4月25日関係府省会議において、総合的な対策として推進するものと位置付けている。

3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

改正省令(令和4年厚生労働省令第159号)による安全対策(安全計画、自動車運行時の所在確認等)の内容を反映する。

4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書

同報告書(令和5年3月28日)において指摘されている内容(居場所づくりの強化等)について反映する。

5 近年の児童館を取り巻く動向

施設内虐待や不適切な支援、交通安全等への対応状況を踏まえて改正する。

6 「子ども」の表記を「こども」に統一する

第2次改正:令和6年12月3日 こども家庭庁成育局長通知 ※令和7年4月1日施行

//

こども家庭庁成育局成育環境課長通知(解釈通知)

放課後児童クラブ運営指針の改正経過

放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、各市町村における質の向上をはかるため、「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を策定した。

平成27年度～ 子ども・子育て支援新制度（児童福祉法改正、子ども・子育て支援法等施行）
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の公布、市町村における基準条例の制定

※厚生労働省委託による調査研究にて、放課後児童クラブガイドライン改正案を検討

放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

※厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会での議論。(令和5年3月28日報告書)
※こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会、同部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会での検討(令和6年3～8月)。同専門委員会としてこどもの意見聴取の実施(令和6年6月)。

改正ポイント

- 1 「こども基本法」「こどもの居場所づくりに関する指針」
- 2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」
- 3 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」
- 4 厚生労働省社会保障審議会 児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会報告書
- 5 近年の放課後児童クラブを取り巻く動向
- 6 「子ども」の表記を「こども」に統一する

第一次改正:令和7年1月22日 こども家庭庁成育局長通知 ※令和7年4月1日施行